

平成 27 年 9 月 29 日  
総務省九州管区行政評価局

## 福祉有償運送に関する実態調査 ＜フォローアップ調査結果＞

九州管区行政評価局（局長：おごう としお小河 俊夫）は、平成 26 年 8 月から 11 月にかけて、福祉有償運送の活動実態や運輸支局における支援状況等について調査し、九州運輸局に対し、福祉有償運送制度の着実な取組が促進されるよう改善所見を通知するとともに、調査結果を九州管内の全県、市町村に参考連絡しました。

この度、九州運輸局等におけるその後の対応措置状況について、フォローアップ調査を行い、改善成果等を取りまとめましたので、公表します。

結果報告書等は <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/chiiki.html>  
又は下のQRコードからアクセスの上、御覧ください。



### [本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

担 当 : 第二部 評価監視官

作間 正和

電話（直通） : 092-431-7094

F A X : 092-431-7085

# 「福祉有償運送に関する実態調査」フォローアップ調査結果<概要>

## <調査の背景>

- ・ 移動制約者の輸送を確保するために福祉有償運送の重要性の高まり
- ・ 地域における運営の較差に対する指摘等もあり

調査実施時期：平成26年8月～11月  
所見表示先：九州運輸局

所見表示日：平成26年11月26日  
1回目回答日：平成27年2月20日  
2回目回答日：平成27年9月15日  
【別記参照】

## 福祉有償運送制度の促進に向けた着実な取組

### 【フォローアップ調査結果(改善成果)】

#### 【課題1 運営協議会の設置、開催促進】

運営協議会の設置市町村は九州7県で45.9%  
協議会が開催されないことから福祉有償運送を  
断念、先送りしているNPO法人等あり

#### 新規設置が続く運営協議会

5年半で、わずか6協議会  
(H21.4~26.10)



9か月で、新たに5協議会  
(H26.11~27.7)

※ 大分県は、全市町村への設置を政策目標(4→18市町村)とし、  
平成27年10月に、事務・権限を国から移譲予定

#### 【課題2 ローカルルールの把握と合理性検証】

独自基準であるローカルルールにより、必要な福  
祉有償運送が抑制されるおそれ。運輸支局の把握方  
法は、自主申告待ちであるなど消極的

#### 潜在していたローカルルールが明らかに(把握件数 4倍)

26年度調査:把握 29件  
不合理判定 0件



27年度調査:把握 112件  
不合理判定 20件

#### 【課題3 輸送の安全確保に係る法定事項の遵守等】

福祉有償運送において、輸送の安全確保は必要不  
可欠。安全確認や輸送実績の報告等において、法令  
が遵守されていない状況あり

#### 輸送実績の法定期限内報告率(5月31日まで)が向上(報告率 2割増)

25年度分報告 53.7%



26年度分報告 73.3%  
(7月31日まで 92.0%)

# 福祉有償運送に関する実態調査 フォローアップ調査の結果

## 1. 運営協議会の設置及び開催の促進

### 〔実態調査結果及び所見（要旨）〕

福祉有償運送の登録申請には、運営協議会の合意（必要性、運送区域、対価等）が必須とされているが、同協議会が設置、開催されないことから福祉有償運送の実施を断念、先送りしているNPO法人等あり。福祉有償運送の実施を希望する団体の有無にかかわらず、運営協議会が設置され、開催に備えることが重要しかしながら、運営協議会を設置済みの市町村は、平成26年7月末現在において、九州7県の233市町村のうち107市町村（45.9%）にすぎず、低調一方、これまで運営協議会の設置が4市にとどまる大分県においては、通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援の充実に資する観点から、今後、積極的な取組を展開する考えがあることが明らかに。

九州運輸局に対して、運営協議会の設置、開催が円滑に行われるよう市町村、NPO法人等への適切な助言を要請。あわせて、九州管区行政評価局としても、障がい者、要介護者等の移動を支え、地域によっては欠かすことのできない輸送手段となっている福祉有償運送の活動実態を報告書に取りまとめ、県、市町村へ参考連絡

### 〔フォローアップ調査結果〕

#### (1) 新規設置が続く運営協議会

九州運輸局は、管内運輸支局に対し、平成27年2月に指導通知を発出し、同支局（27年4月に佐賀県に事務・権限を移譲した佐賀運輸支局を含む。以下同じ。）において、市町村やNPO法人等からの相談に積極的に対応。平成27年4月以降では、運営協議会の設置、円滑な開催に関して21件の助言等を実施

これらの結果、九州管内における運営協議会の新規設置は、平成21年度から26年度（10月）までの5年半で6協議会にとどまっていたが、当局が市町村等に対して参考連絡を行った平成26年11月以降、27年7月末までの9か月間で、新たに5協議会が発足

表1 九州管内における運営協議会の年度別新規設置状況

（単位：協議会）

| 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度  | 27年度（7月末まで） |
|--------|------|------|------|------|-------|-------------|
| 1      | 0    | 3    | 1    | 1    | 3（注2） | 2           |
| 合計 6   |      |      |      |      | 合計 5  |             |

（注）1. 九州運輸局提出資料に基づき、当局が作成した。

2. 平成26年度の3協議会は、いずれも平成26年11月以降の設置である。

## (2) 大分県における新たな展開

大分県では、乗り合いタクシー等を補完する移動手段として重要な役割を担う福祉有償運送等の着実な取組を促進するため、① 平成 27 年 5 月公表の大分県地域福祉基本計画において、平成 31 年度までに県下の全 18 市町村に運営協議会を設置する政策目標を設定するとともに、② 県が主体性を持って、迅速に取り組むために、福祉有償運送を始めとする自家用有償旅客運送に関する事務・権限について、27 年 10 月に、国（国土交通省）から移譲を受ける方向で調整している。

表 2 大分県における新たな取組

| 区 分  | 取組の内容   |
|--|---|
| 大分県地域福祉基本計画（平成 27～31 年度；27 年 5 月公表）に基づく市町村への支援 | 大分県では、左記の基本計画において、「通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援の充実」を掲げ、市町村に対する支援を実施することとしている。<br>地域ニーズに応じた福祉有償運送についての検討も支援するとし、平成 31 年度までに県下の全 18 市町村に運営協議会を設置する目標を設定している。                                     |
| 福祉有償運送に係る事務・権限の移譲                              | 大分県では、県が主体性をもって、迅速に取り組むために、福祉有償運送を始めとする自家用有償旅客運送に関する事務・権限について、平成 27 年 10 月に、国（国土交通省）から移譲を受ける方向で調整している。<br>これにより、地域で判断できる裁量を拡大し、地域の特性や利用者のニーズに応じた輸送の実現や、地域の幅広い関係者の意見の反映がより充実されることが期待されている。 |

（注）当局の調査結果による。

## 2. ローカルルールの把握及び合理性検証の促進

### 〔実態調査結果及び所見（要旨）〕

運営協議会の協議において、法令・通達に定められていない独自基準であるローカルルールにより、合意形成に必要以上の制約が課されることで、福祉有償運送が抑制されるおそれ。運輸支局では、ローカルルールの把握を行っているものの、その方法は、運営協議会からの自主申告待ちであるなど消極的であり、運輸支局が把握や合理性検証を実施していないローカルルールが存在

九州運輸局に対して、合理性検証のためのローカルルールの把握と合理性検証の実施について、より能動的、積極的な方法により行うよう要請

〔フォローアップ調査結果〕

(1) 潜在していたローカルルールが明らかに

九州運輸局が管内運輸支局に対して、平成27年2月に指導通知を発出。その後の27年6月に実施したローカルルール検証進捗状況調査（平成27年3月末現在）では、各運輸支局において、運営指針、運送基準等運営協議会が作成した書面の確認や運営協議会の協議内容を検証するなど、より能動的、積極的な方法により把握を実施

その結果、112件のローカルルールを把握し、合理性検証により20件を不合理と判定。これまでに、このうち3件のローカルルールについて、適切な見直しを実施。前年度の同調査でのローカルルールの把握件数が29件であり、不合理判定件数、見直し件数ともに0件であったことに比べ、より積極的な把握と検証が行われ、潜在していたローカルルールが明らかになっている。

九州運輸局では、「平成27年6月に状況把握したところであり、不合理と判定されたローカルルールの見直しの進捗状況等を継続的に確認しており、助言等により見直しの方向に向かっているものもみられる。」としている。

表3 ローカルルールの把握、検証、見直し状況

| 区 分              | 把握件数 | 不合理と判定されたもの |  | 見直された件数 |
|------------------|------|-------------|--|---------|
|                  |      | 件数          | 不合理と判定されたローカルルールの例   |         |
| 平成27年6月調査（当局指摘後） | 112  | 20          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令・通達上容認されている、</li> <li>    ・「要介護者、要支援者」を旅客の範囲に含まない。</li> <li>    ・「セダン型車両」の使用を認めない。</li> <li>・<u>車両、利用会員の減少であっても協議を義務付け。</u></li> <li>・<u>法令等で「運転者の要件」は明確に定められている中で、「運転者の変更」について協議を義務付け。</u></li> </ul> | 3       |
| 26年6月調査（当局指摘前）   | 29   | 0           | —  | 0       |

(注) 1. 九州運輸局提出資料に基づき、当局が作成した。

2. 下線を付した「不合理と判定されたローカルルールの例」は、既に見直しを確認済みのものである。

3. 輸送の安全確保に係る法定事項の遵守等

〔実態調査結果及び所見（要旨）〕

他人を有償で運送するものである以上、輸送の安全を確保することは必要不可欠であり、道路運送法令により、安全な運転のための確認や輸送実績報告書の提出などの遵守事項が定められているが、半数近くの実施団体が輸送実績報告書を法定期限内に提出していないなど、法令が遵守されていない状況あり

九州運輸局に対して、実施団体における輸送の安全確保の観点から、運営協議会と連携を図り、法令を遵守させるよう指導を要請

〔フォローアップ調査結果〕

(1) 輸送実績報告書の期限内提出率が向上

九州運輸局から指導を受けた管内運輸支局では、全実施団体に対して、法定事項の遵守に係る通知を発出するなどして指導。平成 26 年度報告分の輸送実績報告書は、法定期限の平成 27 年 5 月 31 日までに管内の提出対象 150 団体のうち 110 団体が提出（提出率 73.3%）しており、25 年度の提出率 53.7% に比べ大幅な改善

運輸支局では、報告期限後も未報告の団体に対して、提出を促しており、平成 27 年 7 月 31 日までは 138 団体が提出し、提出率は 92.0% まで向上

表 4 実施団体における輸送実績報告書の提出状況

(単位：団体)

| 区 分                 | 報告対象団体数 (a) | 法定期限内(5月31日まで)に提出(b) | 法定期限内提出率 (b/a) | 7月31日までの提出率 |
|---------------------|-------------|----------------------|----------------|-------------|
| 平成 26 年度分報告 (当局指摘後) | 150         | 110                  | 73.3%          | 92.0%       |
| 25 年度分報告 (当局指摘前)    | 147         | 79                   | 53.7%          | —           |

(注) 九州運輸局提出資料に基づき、当局が作成した。

4. その他の取組状況

〔フォローアップ調査結果〕

(1) 運営協議会の設置、運営状況の積極的な公表

九州運輸局では、管内における運営協議会の設置状況を取りまとめ、平成 27 年 2 月に同局のホームページに掲載。その後も随時掲載情報を更新

加えて、管内運輸支局から運営協議会の主宰市町村宛に指導通知を発出し、主宰市町村において運営議事概要等のホームページ公表を促進するよう指示。平成 27 年 4 月以降では出席した運営協議会において 3 件の助言等も実施

しかしながら、九州運輸局では、新たに運営議事概要等をホームページに掲載したとする主宰市町村の全ては把握できておらず、今後とも機会をみつけ、公表促進のための周知を実施

(2) 旅客の範囲の妥当性に関する確実な確認

九州運輸局では、管内運輸支局から運営協議会の主宰市町村宛てに指導通知を発出させ、運営協議会ガイドラインに沿った確実な確認の徹底を図るよう指示

また、管内輸送担当首席会議等の場において、各運輸支局職員に対して説明と指導。管内運輸支局では、運営協議会に出席して助言等を行っており、平成 27 年 4 月以降では 14 件実施

## 福祉有償運送に関する実態調査 所見表示事項及びその回答(対応措置状況)

実施調査時期：平成26年8月～11月、所見表示先：九州運輸局

所見表示日：平成26年11月26日、回答日：平成27年2月20日、2回目回答日：平成27年9月15日

| 所見表示事項  | 九州運輸局の回答(対応措置状況)   |
|---|--|
| <p><b>1 運営協議会に対する積極的な支援</b></p> <p>(1) <b>運営協議会の設置及び開催の促進</b></p> <p>九州運輸局は、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した福祉有償運送の提供を促進し、同制度を健全に発展させていく観点から、市町村や、福祉有償運送の実施を検討するNPO法人等から、設置及び運営に関する相談等があった場合には、運営協議会の設立、開催が円滑に行われるよう、引き続き適切な助言を行う必要がある。</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→ 1回目のフォローアップ時に確認した対応措置状況</p> <p>⇒ 2回目のフォローアップ時に確認した対応措置状況</p> </div> <p>→ 各運輸支局に対して、「福祉有償運送に関する取扱いについて」(平成27年2月17日付け旅客第二課長通知。以下「課長通知」という。)により、運営協議会の設置及び運営に関する通達について改めて周知を行い、市町村や福祉有償運送の実施を検討するNPO法人等から、運営協議会の設置及び運営に関する相談等があった場合は、引き続き適切な助言を行うよう周知を行った。</p> <p>⇒ 運営協議会の設置及び開催の促進を図るため、その後、次の取組を行っている。</p> <p>① 管内運輸支局(平成27年4月に佐賀県に事務・権限を移譲した佐賀運輸支局を含む。以下同じ。)において、運営協議会への出席や来談対応等により、市町村やNPO法人等からの相談に積極的に応じており、平成27年4月以降では、21件の助言等を実施した。</p> <p>② また、県、市町村、NPO法人等に対して、事務・権限の移譲の説明会を開催しており、その場においても個別の相談を受け、助言等を実施している。</p> <p>③ これらの結果、九州管内における運営協議会の新規設置は、平成21年度から26年度(7月末)までの約5年間で6協議会にとどまっていたが、27年4月以降では、新たに2協議会が設置されたほか、新たに2団体が福祉有償運送を開始している(別表1,2参照)。</p> |

| 所見表示事項  | 九州運輸局の回答（対応措置状況）   |
|---|--|
| <p><b>【提言】</b></p> <p>運営協議会について、県が主体的に設置に関ってきたとみられる佐賀県及び熊本県においては、福祉有償運送制度の概要を始め、県内に設置の運営協議会の名称や構成市町村名等を一覧にしてホームページで公表しているのに対して、一部の市町村が先行して運営協議会を設置したとみられる他の県ではそうした情報が提供されていない。</p> <p>各県における運営協議会の設置状況等を確実に一元的に把握できるのは運輸支局であり、同支局又は九州運輸局においても、管内における設置状況等の情報を一元的にホームページで提供することが望ましい。</p> <p><b>(2) 運営状況の積極的な公表</b></p> <p>九州運輸局は、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した福祉有償運送の提供を促進し、同制度を健全に発展させていく観点から、運営協議会を設置した旨や議事録・議事概要の情報をホームページで公表していない主宰市町村に対して、積極的に公表するよう働きかけを行う必要がある。</p> | <p>→ さらに、所見表示に付された提言を踏まえ、管内における運営協議会の設置状況について、平成27年2月16日に九州運輸局のホームページに掲載した。</p> <p>⇒ 管内における運営協議会の設置状況を随時確認しており、平成27年7月31日現在の更新情報を掲載した。</p> <p>→ 各運輸支局に対して、課長通知により、運営協議会の公表に関する通達について改めて周知を行うとともに、運営協議会の主宰市町村が運営協議会の設置情報及び議事録・議事概要をホームページで公表していない場合は、積極的に公表するよう各運輸支局から運営協議会の主宰市町村宛てに通知文（例）を参考に指示するよう通知した。</p> <p>また、運営協議会の開催時や地方公共団体への事務・権限の移譲時の機会を利用して、運営協議会の主宰市町村に対して、運営協議会の運営状況等の積極的な公表について周知を行うよう各運輸支局に指示した。</p> <p>⇒ 運営協議会の設置情報及び議事録・議事概要のホームページ公表を促進するため、上記のホームページにおける設置状況の掲載に加え、次の取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各運輸支局から、運営協議会の主宰市町村宛てに通知文により指示を行った。</li> <li>② 平成27年4月以降では、管内運輸支局で運営協議会に出席して3件の助言等を行った。</li> <li>③ しかしながら、平成27年4月以降、新たに議事録等をホームページ公表したとする市町村（協議会）の全ての把握はできていない。中には議事録等の公表の規定がないため、現状では実現しておらず、今後の協議会開催</li> </ol> |



| 所見表示事項   | 九州運輸局の回答（対応措置状況）   |
|--|--|
| <p>(3) 旅客の範囲の妥当性に関する確実な確認</p> <p>九州運輸局は、福祉有償運送の信頼性を確保するとともに、適切な役割分担のもとにその機能を十分に発揮させる観点から、運送しようとする旅客の範囲の妥当性に関する確認手順について、運営協議会に対して、国土交通省による事例集や通知、更には参考となる他の運営協議会の取組例などを紹介するなどにより、運営協議会ガイドラインに沿った確実な確認が徹底されるよう更に助言する必要がある。</p> <p>(4) ローカルルールの把握及び合理性検証の促進</p> <p>九州運輸局は、運営協議会の適切な運営を確保する観点から、運営協議会の協議において合意形成に必要以上の制約が課されることで必要な福祉有償運送が抑制されないことがないよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> | <p>時に検討を行うという協議会もある。今後とも機会をみつけ、周知を行うこととしている。</p> <p>→ 各運輸支局に対して、課長通知により、旅客の範囲の妥当性に関する確認方法に係る通達について改めて周知を行うとともに、運営協議会ガイドライン等関係通達に沿った確実な確認について、各運輸支局から運営協議会の主宰市町村宛てに通知文（例）を参考に周知するよう指示した。</p> <p>また、運営協議会の開催時や地方公共団体への事務・権限の移譲時等の機会を利用して、運営協議会や主宰市町村に対して、運営協議会ガイドライン等関係通達に沿った確実な確認の徹底について助言を行うよう各運輸支局に指示した。</p> <p>なお、運輸局においても今後開催される会議等の場において、各運輸支局職員に対して十分な説明と指導を行うこととした。</p> <p>⇒ 運営協議会ガイドラインに沿った確実な確認の徹底を図るため、その後、次の取組を行っている。</p> <p>① 各運輸支局から、運営協議会の主宰市町村宛てに通知文により指示を行った。</p> <p>② 運輸局では、管内輸送担当首席会議等の場において、各運輸支局職員に対して十分な説明と指導を行っている。また、管内運輸支局では、運営協議会に出席して助言等を行っており、平成 27 年 4 月以降では 14 件実施している。</p> <p>引き続き、運営協議会における確認手順を確認し、ガイドラインに沿った確実な確認手順が徹底されるよう指導していく。</p> <p>→ 各運輸支局に対して、課長通知により、ローカルルールの把握、合理性検証の実施及び申出窓口の設置に関する通達について改めて周知を行うとともに、次の事項について指示した。</p> |

| 所見表示事項  | 九州運輸局の回答（対応措置状況）   |
|---|--|
| <p>① 合理性判定のためのローカルルールの把握は、運営協議会からの自主申告のみならず、運営協議会が作成する運営指針・運送基準等の規程や申合せなどの書面を確認するとともに、運営協議会における協議内容を踏まえて実施するなど、より能動的、積極的な方法により行うこと。</p> <p>② 把握したローカルルールについては、合理性の検証を行い、その全てについてローカルルール検証結果報告書により運輸局に報告するなど体系的な対応を行うこと。</p> <p>③ 申出窓口の設置の趣旨について、運営協議会等の場を通じて他の構成員及び申請団体に対して、周知、理解への働きかけを行うこと。</p> | <p>① 運営協議会ごとのローカルルールの把握を改めて行うとともに、その把握に当たっては、運営協議会への確認と併せて、運営指針・運送基準等運営協議会が作成した書面の確認や運営協議会の協議内容を検証するなど、より能動的、積極的な方法により行うこと。</p> <p>② 把握したローカルルールについては、合理性の検証を行い、運営協議会の場において適切な見直しを推進すること。<br/>また、ローカルルール検証進捗状況調査時において、その状況を運輸局において確認することとした。</p> <p>③ 申出窓口の設置の趣旨について、運営協議会等の場を通じて他の構成員及び申請団体に対して周知、理解への働きかけを行うこと。</p> <p>④ 運営協議会の主宰市町村に対して、ローカルルールの把握、合理性検証の実施及び申出窓口の改めての活用について、通知文（例）を参考に指示、周知すること。</p> <p>⇒ ローカルルールの把握、合理性検証の実施及び申出窓口の設置の周知を図るため、その後、次の取組を行っている。</p> <p>① 各運輸支局から、運営協議会の主宰市町村宛てに通知文により指示を行った。</p> <p>② 平成27年6月に実施したローカルルール検証進捗状況調査（平成27年3月末現在）では、各運輸支局において、運営指針、運送基準等運営協議会が作成した書面の確認や運営協議会の協議内容を検証するなど、より能動的、積極的な方法により把握に努めた。</p> <p>③ これらの結果、112件のローカルルールを把握（前年度の同調査での把握件数は29件）した（別表3参照）。</p> <p>④ これらについて合理性検証を行った結果、これまでに不合理と判定された20件のうち、3件のローカルルールについて、適切な見直しを行った（前年度の同調査では、不合理判定、見直し件数とも0件）。<br/>本年6月に状況把握したところであり、引き続き、運輸局においても不合理と判定されたローカルルールの見直しの進捗状況等を確認している。<br/>その後も適切な見直しについて助言等を行い、見直しの方向に向かっているものもある。</p> |

| 所見表示事項  | 九州運輸局の回答（対応措置状況）  |
|---|---|
| <p><b>2 輸送の安全の確保に係る法定事項の遵守等</b></p> <p>九州運輸局は、実施団体における輸送の安全確保の観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 実施団体に対して、安全な運転のための確認を行うとともに、確実に確認表に確認結果等を記録し、その記録を1年間保存するよう指導すること。</p> <p>② 実施団体に対して、運転者台帳を作成するとともに、運転者の健康状態を確実に記載するよう指導すること。</p> <p>③ 実施団体に対して、輸送実績報告書を法定期限内に確実に提出するよう指導するとともに、未報告又は報告遅延を繰り返している実施団体については、監査の実施を検討すること。</p> <p>また、記載漏れや、誤認の多い記載事項について、記載要領を正しく伝えること。</p> <p>④ ①から③までの指導に当たっては、運営協議会と連携を図ること。</p> <p>⑤ 輸送実績報告書を受理した場合、運送者登録簿の登録内容と照合し、変更登録や軽微な変更届の必要がないか等について、的確に確認すること。</p> <p>なお、九州運輸局は、運輸支局における当該照合作業が効率的に行われるよう、入力様式を示すなどの支援を行うこと。</p> | <p>→ 各運輸支局に対して、課長通知により、各運輸支局から福祉有償運送実施団体に対して輸送の安全の確保に係る法定事項の遵守に関する次の事項について通知文（例）を参考に通知するとともに、運営協議会開催時や輸送実績報告書の提出時期を捉え、指導を徹底するよう指示した。併せて、運営協議会の主宰市町村に対しても、福祉有償運送実施団体に対して当該要請を行ったことについて通知文（例）を参考に周知するよう指示した。</p> <p>① 安全な運転のための確認を行うとともに、確実に確認表に確認結果等を記録し、その記録を1年間保存すること。</p> <p>② 運転者台帳を作成するとともに、運転者の健康状態を確実に記載すること。</p> <p>③ 輸送実績報告書を法定期限内（毎年5月31日まで）に確実に提出すること。</p> <p>また、各運輸支局に対して、課長通知により、未報告や報告遅延を繰り返している実施団体については、監査等の実施も検討するとともに、記載漏れや、誤記の多い記載事項について、記載要領を正しく伝えるよう指示した。</p> <p>さらに、輸送実績報告書を受理した場合、①名称及び住所並びに代表者の氏名、②自家用有償旅客運送自動車数、③運送の区域、④運送する旅客の範囲の4事項について、運送者登録簿を確実に照合し、変更登録や軽微な変更届の必要がないか等について、的確に確認するよう指示した上で、照合状況を運輸局においても確認する二重チェック体制とすることとした。</p> <p>⇒ 輸送の安全の確保に係る法定事項の遵守等の徹底を図るため、その後、次の取組を行っている。</p> <p>① 各運輸支局から、実施団体宛てに通知文により指示した。</p> <p>② 平成26年度報告分の輸送実績報告書は、平成27年5月31日までに管内の提出対象150団体中110団体が提出（提出率73.3%）しており、25年度の提出率53.7%に比べ、大幅な改善がみられる（別表4参照）。</p> <p>③ 報告期限後も未報告や報告遅延の団体に対して、提出を促したところ、平成27年7月31日までには138団体が提出し、提出率92.0%まで向上している。</p> |

| 所見表示事項 | 九州運輸局の回答（対応措置状況）   |
|--------|--|
|        | <p>④ 運輸支局では、輸送実績報告書を受理した場合、変更登録や軽微な変更届の必要がないか等について、的確な確認を励行しており、運輸局は運輸支局からの定期報告時に4事項の変更の有無を確認することにより二重チェックの体制を敷いている。</p> |

【 参 考 】

別表1 九州管内における運営協議会の設置年度別の分布

(単位：協議会)

| 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度(7月末まで) | 26年度(8月以降) | 27年度(7月末まで) |
|--------|------|------|------|------|-------------|------------|-------------|
| 1      | 0    | 3    | 1    | 1    | 0           | 3          | 2           |

(注) 平成27年度以降の佐賀県に係る情報は同県より提供を受けたものである。以下同じ。

別表2 九州管内における福祉有償運送に係る登録申請区分別の件数

(単位：件、団体)

| 平成25年度 |    |     | 26年度(7月末まで) |    |     | 26年度(8月以降) |    |     | 27年度(7月末まで) |    |     |
|--------|----|-----|-------------|----|-----|------------|----|-----|-------------|----|-----|
| 新規     | 抹消 | 年度末 | 新規          | 抹消 | 7月末 | 新規         | 抹消 | 年度末 | 新規          | 抹消 | 7月末 |
| 15     | 11 | 153 | 3           | 4  | 152 | 5          | 6  | 151 | 2           | 3  | 150 |

(注) 1. 平成26年度(8月以降)及び27年度(7月末まで)においては、新規登録計7件のほか、変更登録により、運送区域を拡張した実施団体もある。

2. 「年度末」及び「7月末」欄は、同時点における福祉有償運送登録団体数である。

別表3 九州管内運輸支局によるローカルルールの把握、不合理判定、見直し件数

(単位：件)

| 区 分      | a. ローカルルール把握件数 | b. 不合理と判定された件数 | c. 見直された件数 |
|----------|----------------|----------------|------------|
| 平成27年度調査 | 112            | 20             | 3          |
| 26年度調査   | 29             | 0              | 0          |

(注) 1. 平成27年度調査においては、平成27年6月にローカルルールの状況を取りまとめたところであり、引き続き、不合理と判定されたローカルルールの見直しの進捗状況等を確認している。

2. 平成26年度調査については、当該年度中に見直し調査を実施している。本表数値は見直し前のものである。

別表4 九州管内の実施団体における輸送実績報告書の提出状況

(単位：団体、%)

| 区 分       | a. 報告対象団体数 | b. 提出済み(5月31日時点) | b / a |
|-----------|------------|------------------|-------|
| 平成26年度分報告 | 150        | 110              | 73.3  |
| 25年度分報告   | 147        | 79               | 53.7  |

(注) 平成26年度報告については、平成27年7月31日までに138団体が提出済みとなっており、提出率は92.0%となっている。